⑰－２　補助金等の明細　（単位：千円）

区分	当期交付額	当期振替額					摘要
		建設仮勘定見返補助金等	資産見返補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等	収益計上	
大学改革推進等補助金	66,646	—	—	—	—	66,646	
研究拠点形成費等補助金	23,248	—	—	—	—	23,248	
科学技術人材育成費補助金	33,512	—	—	—	—	33,512	
科学技術戦略推進費補助金	40,458	—	2,488	—	—	37,970	
研究開発施設共用等促進費補助金	3,000	—	—	—	—	3,000	
国立大学法人設備整備費補助金	100,000	—	95,406	—	—	4,593	
感染症予防事業費等国庫負担補助金	32,038	—	1,924	—	—	27,914	2,199千円は返還予定
佐賀県救命救急センター支援事業費奨励金	—	—	—	—	—	4,800	前年度からの繰越額9,200千円当年度繰越額4,400千円
佐賀県新人看護職員研修事業費補助金	1,418	—	—	—	—	1,418	
佐賀県肝疾患センター医療連携機器整備事業費補助金	14,910	—	14,910	—	—	—	
佐賀県肝疾患センター運営事業費補助金	40,232	—	37,170	—	—	3,062	
佐賀県地域医療連携システム強化事業費補助金	15,100	—	—	—	—	190	14,910千円は繰越
佐賀県総合内科医育成事業費補助金	25,439	—	24,969	—	—	470	
医療施設等設備整備費補助金	5,020	—	2,316	—	—	2,333	370千円は繰越
合計	401,022	—	179,183	—	—	209,158	

⑱　役員及び教職員の給与の明細　（単位：千円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(83,970) 83,970 (83,970)	6	— — —	—
	非常勤	3,289	2	—	—
	計	87,259	8	—	—
教職員	常勤	(10,649,211) 10,680,155 (10,647,136)	1,548 1,552 1,533	(1,122,527) 1,122,527 (1,122,527)	102
	非常勤	3,169,034	1,402	835	12
	計	(13,818,245) 13,849,189 (13,816,171)	2,950 2,954 2,935	(1,123,363) 1,123,363 (1,123,363)	114
合計	常勤	(10,733,181) 10,764,125 (10,731,107)	1,554 1,558 1,539	(1,122,527) 1,122,527 (1,122,527)	102
	非常勤	3,172,323	1,404	835	12
	計	(13,905,505) 13,936,449 (13,903,431)	2,958 2,962 2,943	(1,123,363) 1,123,363 (1,123,363)	114

注）１　支給人員数は、年間平均支給人員数で記載しています。
２　役員報酬基準の概要　学長1,055千円、理事834千円～646千円、監事720千円を月額として支給しています。役員の給与は、国立大学法人佐賀大学役員報酬規程に基づき支給しています。非常勤役員の報酬は30千円を日額として支給しています。
３　職員給与基準の概要　職員の給与は、一般職の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）及び人事院規則を準用し、国立大学法人佐賀大学職員給与規程に基づき支給しています。
４　非常勤職員賃金基準の概要　非常勤職員の給与は、国立大学法人佐賀大学臨時職員給与規程に基づき支給しています。
５　職員退職手当支給基準の概要　国立大学法人佐賀大学職員退職手当規程及び国立大学法人佐賀大学臨時職員就業規則に基づき支給しています。
６　上記、報酬又は給与の支給額には、法定福利費、賞与引当金繰入額、使途特定寄附金等で支出した雑給は含んでいません。
７　人件費の定義は、基本的に「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」によります。ここでいう常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員のことであり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことです。
８　上段（　）書きは承継職員等に係る支給額で内数です。
９　下段（　）書きは退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員のことです。